

議案第46号

木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）」の公布に伴い、新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員制度を設けるとともに、会計年度任用職員に対する給与その他処遇について定めるものです。

木津川市条例第 号

木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又はこれに基づく条例で別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、勤務条件その他必要な事項（以下「給与等」という。）を定めるものとする。

（職務）

第2条 任命権者は、新たに任用する会計年度任用職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第1給料表に定める職務の級に分類し、規則で定める基準に従い、その者の号給を決定するものとする。

2 前項に規定する分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2級別基準職務表のとおりとする。

（勤務時間等）

第3条 会計年度任用職員の勤務時間は、木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えない範囲において、職務に応じて任命権者が定める。

2 任命権者は、会計年度任用職員にその者について定められた週休日又は休日に勤務を命ずる必要がある場合には、勤務時間等条例第5条及び第11条の規定を準用し、週休日の振替又は休日の代休日の指定をすることができる。

3 所属長は、臨時又は緊急の必要がある場合は、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務を命ずることができる。

4 任命権者は、会計年度任用職員の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。ただし、休憩時間は、正規の勤務時間に含まないものとする。

(休暇)

第4条 会計年度任用職員が取得することができる休暇は、次に掲げるものとし、休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 有給休暇
- (3) 無給休暇
- (4) 介護休暇
- (5) 介護時間

(報酬)

第5条 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対する報酬の額は、月額又は時間額で定めるものとする。

- 2 月額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の1月当たりの報酬の基礎額は、第2条の規定によりその者に適用される給料月額（以下「基準月額」という。）に、その者について定められた週当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げて得た額。以下「基礎報酬月額」という。）とする。
- 3 時間額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員の1時間当たりの報酬の基礎額は、基準月額を162.75で除した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げて得た額）とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号。以下「給与条例」という。）第1条に規定する市の一般職に属する職員（以下「一般職常勤職員」という。）に支給される地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 規則で定める基準を満たすパートタイム会計年度任用職員には、費用弁償として一般職常勤職員に支給される通勤手当に相当する額を支給する。

(給料等)

第7条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対する給料の額は、月額で定めるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の1月当たりの給料の額は、基準月額とする。

3 フルタイム会計年度任用職員には、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当を一般職常勤職員の例に準じて支給する。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職し、規則で定める基準を満たす会計年度任用職員に対して支給する。

2 会計年度任用職員の期末手当の額は、給与条例第17条第2項の規定を準用するものとする。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) パートタイム会計年度任用職員 基準日現在におけるその者の基礎報酬月額及びこれに対する第5条第4項に規定する地域手当の相当額の月額の合計額

(2) フルタイム会計年度任用職員 基準日現在におけるその者の基準月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

3 給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、会計年度任用職員に準用する。

(給与等の特例)

第9条 第2条から前条までの規定にかかわらず、勤務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与等については、一般職常勤職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(昇給)

第10条 昇給は、規則で定める基準を満たす会計年度任用職員に対し、給与条例第4条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定を準用して行う。この場合において、同条第5項中「4号給（その職務の級が5級以上である職員にあっては、3号給）」とあるのは、「1号給」と読み替えるものとする。

(給料等の減額)

第11条 月額給料又は報酬(以下「給料等」という。)を受ける会計年度任用職員が、正規の勤務時間に勤務しないときは、第4条第1号又は第2号に規定する休暇を受ける場合を除いて、勤務しない時間について給料等の額を減額する。

2 前項の規定により減額する給料等の額は、勤務しない時間数に次条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を乗じた額とする。

(勤務1時間当たりの給料等の額)

第12条 月額給料等を受ける会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから1年における休日に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(1) パートタイム会計年度任用職員 基礎報酬月額及びこれに対する第5条第4項に規定する地域手当の相当額の月額の合計額

(2) フルタイム会計年度任用職員 基準月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

(支給方法)

第13条 時間額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員に対する報酬及び第6条に規定する費用弁償の支給については、当月の1日から末日までの間に係るものを、翌月の15日に支給する。ただし、当日が金融機関休業日の場合は、その前営業日に支給する。

2 前項に定めるもののほか、給与その他の給付の支給方法については、一般職常勤職員の例に準じる。

(控除)

第14条 会計年度任用職員の給与からの控除については、一般職常勤職員の給与からの控除の例に準じる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 会計年度任用職員の募集その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に木津川市非常勤嘱託職員の任用等に関する条例（平成26年木津川市条例第3号）に基づき任用されている非常勤嘱託職員に対する同条例第12条に規定する通勤費用及び同条例第13条に規定する旅費の支給については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に木津川市臨時職員の任用等に関する条例（平成26年木津川市条例第4号）に基づき任用されている臨時職員に対する同条例第8条及び第9条に規定する賃金及び同条例第13条に規定する旅費の支給については、なお従前の例による。

（木津川市非常勤嘱託職員の任用等に関する条例及び木津川市臨時職員の任用等に関する条例の廃止）

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 木津川市非常勤嘱託職員の任用等に関する条例

(2) 木津川市臨時職員の任用等に関する条例

（木津川市職員の公益法人等への派遣に関する条例の一部改正）

第5条 木津川市職員の公益法人等への派遣に関する条例（平成19年木津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への派遣」を「公益的法人等への派遣」に改める。

第2条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(木津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 木津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年木津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「臨時的に任用された職員及び」を削り、「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年木津川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(木津川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 木津川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成19年木津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）第10条に規定する特殊勤務手当、第12条に規定する時間外勤務手当、第13条に規定する休日勤務手当及び第14条に規定する宿日直手当に相当する額を除く。））」を加える。

(木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前

のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則で定める日数のうち勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児

休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条の2第1項中「平成19年木津川市条例第47号」の次に「。以下「給与

条例」という。」を加え、「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条第2項中「木津川市職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、「育児休業をしている職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第6条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（部分休業をすることができない職員）

第6条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

- （1） 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第7条第1項中「承認は、」の次に「木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条から第5条に規定する」を、「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、「終り」を「終わり」に改め、同条第2項中「規定による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を加え、「木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号）」を「勤務時間等条例」に改め、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は

家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で）行うものとする。

第8条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条中「木津川市職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第9条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付する。

（木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第10条 木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年木津川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

（木津川市職員の給与に関する条例の一部改正）

第11条 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（）」の次に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第17条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

（木津川市市医設置条例の一部改正）

第12条 木津川市市医設置条例（平成19年木津川市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤嘱託職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による特別職非常勤職員」に改める。

（木津川市職員駐車場の管理及び使用に関する条例の一部改正）

第13条 木津川市職員駐車場の管理及び使用に関する条例（平成20年木津川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市職員（非常勤嘱託職員及び臨時職員を含む。）で一般職に属するもの」を「次に掲げる者」に改め、次の2号を加える。

- (1) 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者（以下「一般職常勤職員」という。）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 会計年度任用職員のうち規則で定める者
別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

駐車場使用料

区分	金額	備考
一般職常勤職員	3,600円	1月当たりの額
会計年度任用職員	1,000円	

別表第1（第2条関係）

給料表

（単位：円）

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	144,100	168,700
2	145,200	170,100
3	146,400	172,800
4	147,500	175,400
5	148,600	178,000

6	1 4 9, 7 0 0	1 8 0, 7 0 0
7	1 5 0, 8 0 0	1 8 2, 4 0 0
8	1 5 1, 9 0 0	1 8 4, 0 0 0
9	1 5 3, 0 0 0	1 8 5, 7 0 0
1 0	1 5 4, 4 0 0	1 8 7, 2 0 0
1 1	1 5 5, 7 0 0	1 8 8, 9 0 0
1 2	1 5 7, 0 0 0	1 9 0, 7 0 0
1 3	1 5 8, 3 0 0	1 9 2, 4 0 0
1 4	1 5 9, 8 0 0	1 9 4, 0 0 0
1 5	1 6 1, 3 0 0	1 9 5, 8 0 0
1 6	1 6 2, 9 0 0	1 9 7, 6 0 0
1 7	1 6 4, 2 0 0	1 9 9, 4 0 0
1 8	1 6 5, 7 0 0	2 0 0, 9 0 0
1 9	1 6 7, 2 0 0	2 0 2, 7 0 0
2 0	1 6 8, 7 0 0	2 0 4, 5 0 0
2 1	1 7 0, 1 0 0	2 0 6, 3 0 0
2 2	1 7 2, 8 0 0	2 0 7, 9 0 0
2 3	1 7 5, 4 0 0	2 0 9, 7 0 0
2 4	1 7 8, 0 0 0	2 1 1, 5 0 0
2 5	1 8 0, 7 0 0	2 1 3, 3 0 0
2 6	1 8 2, 4 0 0	2 1 4, 7 0 0
2 7	1 8 4, 0 0 0	2 1 6, 5 0 0
2 8	1 8 5, 7 0 0	2 1 8, 2 0 0
2 9	1 8 7, 2 0 0	2 2 0, 0 0 0
3 0	1 8 8, 9 0 0	2 2 1, 7 0 0
3 1	1 9 0, 7 0 0	2 2 3, 4 0 0
3 2	1 9 2, 4 0 0	2 2 5, 0 0 0

33	194,000	226,600
34	195,400	228,000
35	196,900	229,700
36	198,400	231,300
37	199,700	232,900
38	201,000	234,000
39		235,500
40		236,900
41		238,200
42		239,500
43		240,700
44		241,700
45		242,900
46		244,200
47		245,300
48		246,500
49		247,800
50		248,700
51		250,100
52		251,500
53		252,900
54		254,300
55		255,700
56		257,100
57		258,400
58		259,600
59		260,900

60		262,300
61		263,600
62		264,700
63		265,800
64		267,100
65		268,400
66		269,400
67		270,500
68		271,800
69		273,100
70		274,000
71		275,000
72		275,900
73		277,000
74		278,100
75		279,100
76		280,000
77		281,000
78		281,500
79		282,400
80		283,100
81		284,000
82		285,000
83		285,800
84		286,600
85		287,400
86		288,200

87		288,700
88		289,100
89		289,600
90		289,800
91		290,100
92		290,300
93		290,700
94		290,900
95		291,100
96		291,500
97		291,800
98		292,100
99		292,400
100		292,700
101		293,100
102		293,400
103		293,800
104		294,100
105		294,500
106		294,700
107		294,900
108		295,200
109		295,600
110		295,800
111		296,100
112		296,500
113		296,900

114		297,100
115		297,400
116		297,800
117		298,100
118		298,300
119		298,600
120		299,000
121		299,300
122		299,500
123		299,900
124		300,300

別表第2（第2条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	高度の専門的知識又は技術若しくは経験を必要とする職務

参考資料（議案第46号）

木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（案）新旧対照表

木津川市職員の公益法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

（案）新旧対照表（附則第5条関係）

（新）

木津川市公益的法人等への
職員の派遣等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、木津川市職員の公益的法人等への派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の派遣）

第2条 （略）

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) （略）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定す

（旧）

木津川市職員の公益法人等
への派遣に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、木津川市職員の公益法人等への派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の派遣）

第2条 （略）

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) （略）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に

る条件付採用になっている職員

(3)・(4) (略)

3 (略)

第3条～第8条 (略)

規定する条件付採用になっている
職員

(4)・(5) (略)

3 (略)

第3条～第8条 (略)

木津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例（案）新旧対照表（附則第6条関係）

(新)	(旧)
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
(報告事項)	(報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（ <u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員</u> （地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。
(1)～(11)（略）	(1)～(11)（略）
第4条～第8条（略）	第4条～第8条（略）

木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（附則第7条関係）

(新)	(旧)
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
(休職の効果)	(休職の効果)
第3条（略）	第3条（略）
2・3（略）	2・3（略）
<u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u>	
第4条・第5条（略）	第4条・第5条（略）

木津川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表 (附則第8条関係)

(新)	(旧)
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、給料及びこれに対する地域手当の合計額 <u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額 (木津川市職員の給与に関する条例 (平成19年木津川市条例第47号) 第10条に規定する特殊勤務手当、第12条に規定する時間外勤務手当、第13条に規定する休日勤務手当及び第14条に規定する宿日直手当に相当する額を除く。))</u> の10分の1以下を減ずるものとする。	第3条 減給は、給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。
2 (略)	2 (略)
第4条・第5条 (略)	第4条・第5条 (略)

木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新
旧対照表（附則第9条関係）

(新)	(旧)
第1条 (略)	第1条 (略)
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>	
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	
<u>(ア) 任命権者を同じくする職</u> <u>(以下「特定職」という。)</u>	
<u>に引き続き在職した期間が1</u> <u>年以上である非常勤職員</u>	
<u>(イ) その養育する子（育児休</u> <u>業法第2条第1項に規定する</u> <u>子をいう。以下同じ。）が1</u> <u>歳6か月に達する日（以下「</u> <u>1歳6か月到達日」という。)</u>	
<u>(第2条の4の規定に該当す</u> <u>る場合にあつては、2歳に達</u> <u>する日)までに、その任期（</u> <u>任期が更新される場合にあつ</u> <u>ては、更新後のもの)が満了</u>	

すること及び特定職に引き続
き採用されないことが明らか
でない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して
規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合
に該当する非常勤職員（その養育
する子が1歳に達する日（以下こ
の号及び同条において「1歳到達
日」という。）（当該子について
当該非常勤職員がする育児休業の
期間の末日とされた日が当該子の
1歳到達日後である場合にあつて
は、当該末日とされた日）におい
て育児休業をしている非常勤職員
に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期
間の末日とする育児休業をしてい
る非常勤職員であつて、当該育児
休業に係る子について、当該任期
が更新され、又は当該任期の満了
後に特定職に引き続き採用される
ことに伴い、当該任期の末日の翌
日又は当該引き続き採用される日
を育児休業の期間の初日とする育
児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合
以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)

当該子が1歳2か月に達する日
(当該日が当該育児休業の期間の

初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則で定める日数のうち勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期

間においてこの号に掲げる場合に
該当してその任期の末日を育児休
業の期間の末日とする育児休業を
している非常勤職員であつて、当
該任期が更新され、又は当該任期
の満了後に特定職に引き続き採用
されるものにあつては、当該任期
の末日の翌日又は当該引き続き採
用される日)を育児休業の期間の
初日とする育児休業をしようとする
場合であつて、次に掲げる場合
のいずれにも該当するとき 当該
子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員がする育児休業の期間の
末日とされた日が当該子の1歳到
達日後である場合にあつては、当
該末日とされた日)において育児
休業をしている場合又は当該非常
勤職員の配偶者が当該子の1歳到
達日(当該配偶者がする地方等育
児休業の期間の末日とされた日が
当該子の1歳到達日後である場合
にあつては、当該末日とされた日)
において地方等育児休業をしてい
る場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当

該子の1歳6か月到達日において
地方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の1歳6か月到達日後
の期間について育児休業をするこ
とが継続的な勤務のために特に必
要と認められる場合として規則で
定める場合に該当する場合

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし
書の条例で定める特別の事情は、次に
掲げる事情とする。

(1) ~ (6) (略)

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場
合に該当すること又は第2条の4
の規定に該当すること。

- (8) その任期の末日を育児休業の
期間の末日とする育児休業をして
いる非常勤職員が、当該育児休業
に係る子について、当該任期が更
新され、又は当該任期の満了後に
特定職に引き続き採用されること
に伴い、当該任期の末日の翌日又
は当該引き続き採用される日を育
児休業の期間の初日とする育児休
業をしようとする。

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし
書の条例で定める特別の事情は、次に
掲げる事情とする。

(1) ~ (6) (略)

第4条・第5条 (略)

(期末手当の支給)

第5条の2 木津川市職員の給与に関する条例(平成19年木津川市条例第47号。以下「給与条例」という。)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。))のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第5条の3 (略)

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第6条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下

第4条・第5条 (略)

(期末手当の支給)

第5条の2 木津川市職員の給与に関する条例(平成19年木津川市条例第47号)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 木津川市職員の給与に関する条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第5条の3 (略)

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期

の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第6条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業)

第7条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条から第5条に規定する正規の勤務時間（

間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業)

第7条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、15分を単位として行うものとする。

非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）
にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わ
りにおいて、15分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間等条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号）第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第8条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第9条 （略）

第10条 （略）

第8条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、木津川市職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、木津川市職員の給与に関する条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第9条 （略）

第10条 （略）

木津川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例（案）新旧対照表（附則第10条関係）

（新）

（目的）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第5条 （略）

（旧）

（目的）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第5条 （略）

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照
表（附則第11条関係）

（新）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する市の一般職に属する職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

第2条～第16条の2 （略）

（期末手当）

第17条 （略）

2 （略）

3 第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

（1）～（3） （略）

（4）～（6） （略）

4～7 （略）

（旧）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する市の一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

第2条～第16条の2 （略）

（期末手当）

第17条 （略）

2 （略）

3 第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

（1）～（3） （略）

（4） 非常勤職員（第21条の規定の適用を受けている職員をいう。）

（5）～（7） （略）

4～7 （略）

第17条の2～第20条 (略)

第21条 (略)

第17条の2～第20条 (略)

(非常勤職員の給与)

第21条 常勤を要しない職員（再任用
短時間勤務職員を除く。）の給与につ
いては、任命権者が他の常勤の職員の
給与との権衡を考慮して、予算の範囲
内で支給する。

第22条 (略)

木津川市市医設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（附則第
12条関係）

(新)	(旧)
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）
(身分)	(身分)
第3条 市医の身分は、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による特別職非常勤職員</u> とする。	第3条 市医の身分は、 <u>非常勤嘱託職員</u> とする。
第4条～第7条（略）	第4条～第7条（略）

木津川市職員駐車場の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表 (附則第13条関係)

(新)	(旧)
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「職員」とは、 <u>次に掲げる者をいう。</u>	第2条 この条例において「職員」とは、 <u>市職員（非常勤嘱託職員及び臨時職員を含む。）で一般職に属するものをいう。</u>
<u>(1) 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者（以下「一般職常勤職員」という。）</u>	
<u>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）</u>	
2 (略)	2 (略)
第3条・第4条 (略)	第3条・第4条 (略)
(使用料の額)	(使用料の額)
第5条 (略)	第5条 (略)
(1) <u>会計年度任用職員のうち規則で定める者</u>	(1) <u>木津川市臨時職員の任用等に関する条例（平成26年木津川市条例第4号）に基づき任用された者</u>

(2) (略)

第6条～第11条 (略)

別表 (第5条関係)

駐車場使用料

区分	金額	備考
<u>一般職常勤職員</u>	3,600円	<u>1月</u> 当たりの額
<u>会計年度任用職員</u>	1,000円	

(2) (略)

第6条～第11条 (略)

別表 (第5条関係)

駐車場使用料

区分	金額	備考
<u>職員 (非常勤嘱託職員及び臨時任用を除く。)</u>	3,600円	<u>1か月</u> 当たりの額
<u>非常勤嘱託職員</u>	1,000円	

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第46号 木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	
担当課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の公布に伴い、新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員制度を設けるとともに、会計年度任用職員に対する給与その他処遇について定めるものです。	
提案に至るまでの経緯	・政策会議(7月24日、8月8日)に提案、決定	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位:千円)	<input type="checkbox"/> 単年度()年度	
	<input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(令和2年度から) 令和2年度 1,267,675千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	非常勤職員制度の適切な運用を図るとともに、非常勤職員に対する処遇改善を図ることで優秀な人材確保に繋げ、安定的な行政サービスの運営を確保するものです。	